

新潟県条例第81号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する第1号から第4号までに掲げる学校若しくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学している者であつて学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするもの又は看護に関する専門知識を修得するために県内に所在する大学に置かれた第5号に掲げる県内の大学院の修士課程(以下「大学院修士課程」という。)に在学し、かつ、県内において現に業務に従事している者であつて将来県内において業務若しくは教育に従事しようとするものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>知事</u>が指定した保健師養成所</p> <p>(2) 法第20条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>知事</u>が指定した助産師養成所</p> <p>(3) 法第21条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>知事</u>が指定した看護師養成所</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(貸与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する第1号から第4号までに掲げる学校若しくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学している者であつて学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするもの又は看護に関する専門知識を修得するために県内に所在する大学に置かれた第5号に掲げる県内の大学院の修士課程(以下「大学院修士課程」という。)に在学し、かつ、県内において現に業務に従事している者であつて将来県内において業務若しくは教育に従事しようとするものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>が指定した保健師養成所</p> <p>(2) 法第20条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>が指定した助産師養成所</p> <p>(3) 法第21条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>が指定した看護師養成所</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 新潟県理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士修学資金貸与条例(昭和49年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものの申請により、その者に理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士修学資金(以下「修学資金」という。)を無利息で貸与するものとする。</p> <p>(1) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号。次号において「法」という。)第11条第1号の文部科学大臣が指定した学校又は<u>知事</u></p>	<p>(貸与)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものの申請により、その者に理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士修学資金(以下「修学資金」という。)を無利息で貸与するものとする。</p> <p>(1) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号。次号において「法」という。)第11条第1号の文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生</u></p>

<p>が指定した理学療法士養成施設に在学している者</p> <p>(2) 法第12条第1号の文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した作業療法士養成施設に在学している者</p> <p>(3) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号の文部科学大臣が指定した学校又は知事が指定した言語聴覚士養成所に在学している者</p>	<p>労働大臣が指定した理学療法士養成施設に在学している者</p> <p>(2) 法第12条第1号の文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設に在学している者</p> <p>(3) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで及び第5号の文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所に在学している者</p>
--	--

（新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正）

第3条 新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は知事の指定した養成施設をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。</p>

（新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前										
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>4 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条の規定による博物館の登録</p> <p>(2) 法第12条の規定による通知</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第13条第2項の規定による変更登録</p> <p>(5) 法第14条第1項の規定による登録の取消し</p> <p>(6) 法第14条第2項の規定による通知</p> </td> <td>新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	(略)		<p>4 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条の規定による博物館の登録</p> <p>(2) 法第12条の規定による通知</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第13条第2項の規定による変更登録</p> <p>(5) 法第14条第1項の規定による登録の取消し</p> <p>(6) 法第14条第2項の規定による通知</p>	新潟市
事務	市町村										
(略)											
事務	市町村										
(略)											
<p>4 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条の規定による博物館の登録</p> <p>(2) 法第12条の規定による通知</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第13条第2項の規定による変更登録</p> <p>(5) 法第14条第1項の規定による登録の取消し</p> <p>(6) 法第14条第2項の規定による通知</p>	新潟市										

		(7) 法第15条第1項の規定による廃止の届出の受理 (8) 法第15条第2項の規定による登録の抹消 (9) 法第27条第1項の規定による報告の徴収 (10) 法第27条第2項の規定による指導又は助言 (11) 法第29条の規定による指定 (12) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）第21条の規定による報告の受理 (13) 省令第23条の規定による報告の徴収 (14) 省令第24条の規定による指定の取消し	
4 (略)	(略)	5 (略)	(略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下この条において「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下この条において「削除別表細目項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	三 条市、柏崎市、加茂市、十日町市、村上市及び妙高市	3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	<u>新 潟市、三 条市、柏 崎 市、加 茂 市、十日町市、村上市及び妙高市</u>
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 法第46条第5項の規定による定款の変更の届出の受理		(5) 法第46条第2項の規定による定款の変更の認可	
(6) (略)		(6) 法第46条第4項において準用する法第28条の規定による通知	
(7) (略)		(7) (略)	
		(8) (略)	

(8) (略)		(9) (略)	
(9) (略)		(10) (略)	
(10) (略)		(11) (略)	
(略)		(略)	
		5 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会連合会に係るものを除く。）	新潟市
		(1) 法第5条第1項の規定による基盤施設計画の認定	
		(2) 法第6条第1項の規定による変更の認定	
		(3) 法第6条第2項の規定による認定の取消し	
		(4) 法第18条第1項の規定による連携計画の認定	
		(5) 法第19条第1項の規定による変更の認定	
		(6) 法第19条第2項の規定による認定の取消し	
		(7) 法第22条第1項の規定による報告の徴収	
5 (略)	(略)	6 (略)	(略)
6 (略)	(略)	6の2 (略)	(略)
(略)		(略)	
(7) (略)		(7) (略)	
(8) 農地部関係		(8) 農地部関係	
(略)		(略)	
3 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村（新潟市を除く。）	3 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)	
(略)		(略)	
(9) (略)		(9) (略)	

(新潟県女性福祉相談所条例の一部改正)

第6条 新潟県女性福祉相談所条例（平成14年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(業務)	(業務)
第2条 相談所は、 <u>売春防止法第34条第3項</u> に規定する婦人相談所の業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。	第2条 相談所は、 <u>売春防止法第34条第2項</u> に規定する婦人相談所の業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例及び県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(平成26年新潟県条例第82号。以下「整備条例」という。)に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、整備条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。